

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 管理番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|--------------------|--|------|--------------|--|-------|---|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | |
| 281128004 | 28年11月28日 | 29年1月16日 | 29年1月31日 | EPA候補生の潜在期間の延長について | <p>【具体的内容】 EPA介護福祉士・看護師候補生の受入制度について、せつかく施設で受入、育成してきた人材が、資格試験で1点でも足りなければ帰国という状況になっている。試験において難解な日本語が障壁とならないような対応や、不合格者について本人及び施設の希望がある場合は受験機会を拡大(潜在期間の延長)するようできないか。</p> <p>【提案理由】 将来的に介護・看護人材不足が懸念される中で、期間内に資格試験に合格はできなかったとしても、現場において十分な介護・看護が実践できている人材をみすみす手放すのは非常に非効率であり、育成費用・労力の観点からも無駄となるため。</p> | 豊田市 | 外務省 厚生労働省 | <p>経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(平成20年条約第2号) 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定(平成20年条約第16号) 看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の交換公文(平成24年4月18日) 経済連携協定(EPA)に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の潜在期間の延長について(平成23年3月11日、平成25年2月26日、平成27年2月24日閣議決定)</p> | 対応 | <p>協定等により、入国後、看護師は三年間、介護福祉士は四年間の潜在を認めています。また、平成20年度から平成25年度までに入国した看護師・介護福祉士候補者について、閣議決定により一定の条件を満たす者については1年の潜在延長を認めています。 なお、国家試験では、全ての漢字へのふりがなの付記、難解な表現の置換え、疾病名等への英語併記及び試験時間の延長などEPA候補者に配慮した国家試験を実施しています。</p> <p>平成26年度及び平成27年度に入国した候補者について潜在最終年の国家試験の得点が一定水準以上である等、一定の条件に該当する場合、外交上の配慮により潜在期間を1年間延長する閣議決定が平成29年2月3日になされており、今後これに対応します。</p> | |